

# 家賃補助Q&A

## 交付申請についてのQ&A

【転入日前2年の間に新発田市に住所を有していないことについて】

- Q. 実際には新発田市外に2年以上住んでいるが住民票を移していなかった場合は対象になるか。
- A. 住民票により2年以上新発田市に住所を有していないことの確認が出来ない場合は、対象外となります。住民票の記載を修正できるかは、お住まいの自治体の担当部署に御確認ください。

【5年以上の定住について】

- Q. 現在の職場は新発田市から通勤可能な距離にあるが、将来的には通勤できない範囲に転勤する可能性がある。この場合対象になるか。
- A. 当事業は定住を目的としたものであるため、申請時から5年以内に転勤する可能性がある場合は対象外となります。ただ、市外に店舗棟がある場合でも、5年間は通勤可能範囲外への転勤見込みがない場合は対象となります。定住については、雇用証明書及び勤務先への聞き取りにより確認させていただきます。

【納税証明書について】

- Q. 納税証明書について、国民健康保険に加入していない場合や、軽自動車・固定資産を所有していない場合は、納税証明書が発行できないと居住している自治体から言われたが、どうすればいいか。
- A. 国民健康保険税ではなく、社会保険に加入している場合は社会保険証の写しを添付してください。軽自動車税と固定資産税について納税証明書を発行できない場合は、申請の際にその旨御連絡ください。申請後居住している自治体に確認させていただきます。

## 交付決定後についてのQ&A

- Q. 市内に住宅を取得して転居した場合は？
- A. 補助対象期間は交付日から転居された日までに変更となります。例えば「平成30年5月から平成32年4月まで」の交付を受けた方が、平成31年1月末日に転居された場合、補助対象期間は「平成30年12月まで」の変更となります。（1月分の家賃については12月中に前払いしているため。）ただし、日割りによる補助は行っておりませんので、この例において、1月途中で転居されていた場合、補助対象期間は「平成30

年11月まで」の変更となります。

※別紙「家賃補助の考え方について（重要）」を御参照ください。

Q. 市内の別の賃貸住宅に転居した場合は？

A. 継続して補助の対象となります。ただし、転居先の賃貸住宅の家賃額が、転居前のものよりも安くなった場合は補助金額が減額となる場合があります。なお、予算の運用上、家賃額が高くなった場合でも、補助額は増額できませんのでご注意ください。

Q. やむを得ない理由により市外に転出することとなった場合は？

A. 転出日時点で補助の停止となります。また、転出日時点で既に補助金額を交付していた場合は、原則既に交付していた分については全額返金となります。

Q. 転職した場合は？

A. 継続して補助の対象となります。ただし、求職活動中などで仕事をしていない期間が1ヶ月以上続いていた場合は対象から外れます。また、転職先からの住宅手当の交付状況によっては、補助金額が減額となる場合があります。

※いずれのケースにおいても申請時から何らかの変更があった際は、速やかに定住促進室までその旨御報告願います。